琴平町中小企業振興基本条例（案）についてのパブリックコメント（意見公募手続）を募集します

琴平町は、金刀比羅宮の門前町として発展し、観光業、宿泊業、飲食業、小売業、製造業、工業、農業、伝統工芸、その他の中小企業が地域経済及び地域社会を支えてきました。一方で、人口減少、少子高齢化、人手不足、後継者不足、物価高騰等により中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。中小企業の持続的な発展は町の活力維持に不可欠であることから、町、中小企業者、商工会、金融機関、町民その他関係者が連携して中小企業の振興を推進するため、「琴平町中小企業振興基本条例」の制定を進めています。

つきましては、条例の制定にあたり、条例（案）について、町民のみなさまから広くご意見をいただくためにパブリックコメント（意見公募手続）を実施します。

条例（案）の閲覧方法

（１）ホームページによる閲覧

琴平町公式ホームページアドレス：https://www.town.kotohira.kagawa.jp/

（２）役場での閲覧

場所：琴平町役場　２階　観光商工課

時間：８時 30 分から 17 時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

意見を提出できる者

（１）町内に住んでいる人

（２）町内に通勤、通学している人

（３）町内で事業又は活動を行う法人や団体

（４）町に対して納税義務がある人、法人や団体

（５）本件の実施に関し利害関係のある人、法人や団体

意見の提出方法

意見は所定の様式に、住所及び氏名、フリガナ（団体の場合は、所在地及び団体名）を記入し、郵送、FAX、電子メール又は窓口へ持参のいずれかの方法で提出してください。

※住所が町外の方は、勤務先、学校名又は利害関係等についても記入してください。

意見等の提出先

（１）郵送の場合：あて先　〒766-8502
香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10
琴平町役場　観光商工課
（２）FAX の場合：送信先　0877-75-6722
（３）電子メールの場合：kankousyoukou@town.kotohira.lg.jp
（４）窓口へ持参の場合：提出先　琴平町役場 ２階　観光商工課

意見の提出期限

令和８年 11 月 18 日（水）８時 30 分から令和８年 12 月 18 日（金）17 時 00 分まで（必着）

提出の際の留意事項

（１）氏名及び住所（団体の場合は団体名及び所在地）は必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受付できません。
また、住所又は所在地が町外の場合は、町内に所有する事務所もしくは事業所、勤務先、学校名を、納税義務がある場合や利害関係を有する場合は、その旨と内容についても記載してください。
（２）電話による意見等の受付及び個別回答はいたしません。

提出された意見の公表

提出された意見については、内容を簡単にまとめ、町の考え方を付して、町のホームページで公表します。

※お問い合わせ

琴平町役場 観光商工課
電話：0877-75-6710
電子メール：kankousyoukou@town.kotohira.lg.jp